

平成十九年十一月九日受領
答弁第一七九号

内閣衆質一六八第一七九号

平成十九年十一月九日

内閣総理大臣 福田 康 夫

衆議院議長 河 野 洋 平 殿

衆議院議員鈴木宗男君提出イランでの邦人拘束に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出イランでの邦人拘束に関する再質問に対する答弁書

一について

現時点において被害者に危害が加えられたとの情報には接していない。

二について

堂道秀明イラン・イスラム共和国駐箚特命全権大使（平成十九年十一月四日以降は城田安紀夫イラン・イスラム共和国駐箚特命全権大使）を本部長とする現地対策本部は、イランの外務省及び治安当局に対し、累次にわたり、被害者の安全を最優先としつつその一刻も早い救出を実現するよう求める旨の要請を行ってきている。

三について

お尋ねの情報については、イラン当局による捜査の具体的内容にかかわる事項であると認められることから、これを明らかにすることは差し控えたい。

四及び五について

外務省においては、平成十九年十一月五日までに緊急対策本部会議を八回にわたり開催し、現地対策本

部等を通じて収集した情報等を基に対応策を協議したほか、高村正彦外務大臣がイランのモツタキ外務大臣と電話で会談し、被害者の安全を最優先としつつその一刻も早い救出を実現するよう求める旨の要請を行うなどの対応を行っている。